

○ 財務省告示第百八十八号
平成二十五条五月二十五日を以て施行する。政務取扱規則（平成十一年大蔵省基づき、平成の定期証券）

國庫短期財務大臣（第三百六十八回）

二 一 発行条件等を次のとおり告示する。

の法律発行の根柢及び記

条項及び根柢

四 三 二 一 発行条件等を次のとおり告示する。

用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。○へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」へ以下競争は受けけるもとの振替法」といふ。競争して行としるに、その規定

も加、「と行の者財同一發行にご務時といふ。」
によると大にいれるに臣行う。発応がわく。行募各れ及「札わる。」
へ限國るび価「れる。」
以度債入価格とる。そ規
下額市札格競い入の法

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 円 千 千 二	額 億 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 五 二 兆	面 八 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 百 百 三	金 千 金	の 度 債 る か 込	競 債
五 円 千	額 万 額	応 額 市 。 ら み	競 争 市
億 四	で 円 で	募 の 場 そ の	入 場
七 百	千 二	額 範 特 の う	札 特
千 九	五 兆	を 圏 別 応 ち	發 別
五 十	百 三	割 内 参 募 応	行 参
百 億	六 千	り に 加 額 募	一 加
九 四	億 四	当 お 者 を 價	と 者
十 百	円 百	て い ご 順 格	い 。
万 九	九	る て と 次 の	う 第
四 万	十	。 各 の 割 高	。 I
千 九	三	申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 九	十 九	十 九	
払者入場元償				償行争非者特国入価發			振替		
込期日	札所参加	金支額	還期限	入価・期競	別債札格第參市發	行競價	行競價	行競價	
平成二十 五年五月 月通知を 二十四日 日た者	財務大臣 から通 知を受け た者	日額本面 還金額を 百支き 円払は にうつ。 きの百 翌行 営休業 業日	償當た だ成るし と、十 き償五 年期七 月。そが 銀二行 十五休五 業日	平成二十 年大行 臣額をと り、百 年期七 月。そが 年期七 月。	十額八面 八面四額 百厘四額 百厘四額 五百円	額十面 八面四額 百厘四額 百厘四額 五百円	額十面 八面四額 百厘四額 百厘四額 五百円	額十面 八面四額 百厘四額 百厘四額 五百円	
平す額の振 成るの記替 整載法 数又の規 の記定 金録によ る最振替 も額口座 の面簿									
十額十面 八面八面 銭金錢金 四額四額 厘百厘百 五年五年 ににつき につき つき 十九十九 九九九									
平す額の振 成るの記替 整載法 数又の規 の記定 金録によ る最振替 も額口座 の面簿									
十額十面 八面八面 銭金錢金 四額四額 厘百厘百 五年五年 ににつき につき つき 十九十九 九九九									